

## <出勤許可の目安>

### 1. 発熱や風邪症状のある者

- ◆発熱時やかぜ症状がある時は、出勤せず休養する。
- ◆出勤許可の目安は、次の 1)および 2)の両方の条件を満たすこと
  - 1) 発症後に少なくとも **8 日が経過**している
  - 2) **薬剤\***を服用していない状態で、**解熱後および症状\*\*消失後に少なくとも 72 時間が経過**している

\*解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤、解熱剤には、総合感冒薬だけではなく頭痛薬や生理痛の痛み止め(イブ、ロキソニン、バファリン、カロナール、他)なども解熱効果のある成分が含まれるので対象となる。

\*\*咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など

-8 日が経過している:発症日を 0 日として 8 日間のこと
- ◆保健室に相談・報告する際は、**体調報告項目**に沿った内容で、「**体調チェック表**」用紙をカメラで撮って添付すること。
- ◆受診して、診断名が明らかに新型コロナに無関係な場合(例:膀胱炎、扁桃炎等)は、出勤して良いか主治医の意見に従い、上長及び保健室に報告し、上長に出勤許可について確認する。

### 2. 新型コロナウイルス感染者

- ◆1)発症後(ないし診断確定後)に少なくとも **10 日が経過**している。
- 2)解熱後に少なくとも 72 時間が経過しており(a)、発熱以外の症状が改善傾向である(b)。
  - (a)解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない
  - (b)咳・倦怠感・呼吸苦などの症状(ただし味覚・嗅覚障害については遷延することがある)

\*解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤、解熱剤には、総合感冒薬だけではなく頭痛薬や生理痛の痛み止め(イブ、ロキソニン、バファリン、カロナール、他)なども解熱効果のある成分が含まれるので対象となる。
- ◆症状が中等度以上だった場合や入院していた場合は、体力の低下などが懸念されるので、主治医と相談のうえ登校すること。

### 3. 濃厚接触者

- ◆「患者(確定例)」の感染可能期間の**最終接触日をゼロ日として 7 日間**の健康観察と出勤禁止

### 4. 同居するご家族等に発熱やかぜ症状がある場合

ご家族が診断を受け治癒するまで、また、PCR検査を実施した場合は結果が出るまで、出勤せず在宅勤務または休暇に切り替えてください。